

上越市自然環境保全基本方針

上越市自然環境保全条例第4条に基づき、自然環境の保全を図るために必要な基本的な考え（自然環境保全基本方針）を以下のとおり示します。

1 自然環境の保全に関する基本的な考え方

（1）自然環境の保全の望ましい姿（保全のあり方）

①市環境基本条例の基本理念の実現に向けて

- 上越市は、上越市環境基本条例（平成8年10月施行）の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにした「第2次環境基本計画（計画期間：平成20年度から平成26年度）」を平成20年3月に決めました。
- 第2次環境基本計画では、自然環境の望ましい姿として「多様な自然が広がるまち」を実現するため、以下の目標を決めました。
 - ・ 環境影響の軽減
 - ・ 海岸の自然環境の保全
 - ・ 河川・池沼等の自然環境の保全
 - ・ 中山間地域の生物多様性の確保
- 上越市自然環境保全条例は、市環境基本条例の本旨に添って、市内の自然環境を適切に保全するために必要な事項を定め、良好な自然環境が残る地域や特に保護が必要な野生動植物を指定し保全するほか、市民・事業者等の意識を啓発するなど、「多様な自然が広がるまち」の具体的な実現手段としての役割を担います。これによって第2次環境基本計画に定める目標を達成することにより、市環境基本条例の目指す基本理念の実現を図ります。

②「保全（維持・回復・再生）」の考え方、あり方

- 自然環境は、それぞれの地域で特性や現状が異なり、また地域の人々の生活や文化などとも密接に関係しています。自然環境の保全について、その地域の自然の成り立ちを科学的な見地から検証するとともに、地域の人々の意向を尊重し「どのような自然環境にするか」という望ましい姿（目標）と対応方針を明らかにします。
 - ア 自然環境が良好な状態である場合、その状態が持続するよう、これまでに行われてきた計画的な管理行為などを継続するとともに、その地域の自然環境に新たな影響を与えることがないよう配慮します。→「維持」
 - イ 生物の多様性を保全するために重要な役割を果たす地域の自然環境が、何らかの影響で損傷や荒廃している場合は、それら損傷の原因を可能な範囲で取り除き、自然の復元力を優先し、本来の状態に戻るよう推移を見守ります。→「回復」
 - ウ 「回復」を実施してもなお、その地域の自然環境が本来の状態に戻ることが困難と考えられる場合は、科学的な知見のもと、必要な範囲で人為を加え、補うことで自然の復元力を手助けします。→「再生」

エ その地域の自然環境に従前から存在しない生き物の持ち込み（放流・植栽など）を行うことは、その地域の生態系を乱す恐れがあるため、その実施については影響を十分に考慮し、慎重に対応します。

③保全の実施方法

- 保全の実施にあたっては、自然環境は微妙な均衡の上に成り立っていることを十分に認識した上で、自然環境の変遷や復元力などを考慮し、必要最小な部分に限って人為を計画的に加えることとするほか、定期的な調査や巡視などによって経過を確認しながら、自然環境の特性をふまえた適切な対応を行っていきます。

(2) 開発行為等における事前調整と配慮の実施

①「計画優先」から「計画前の事前調整と配慮の実施」への転換

- 多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕している状況に鑑み、開発行為については、当該地域の自然環境に配慮するため、事業計画の構想段階から計画段階にかけてあらかじめその地域の自然環境の現状を確認することが大切です。希少な野生動植物の生息・生育環境や、地域に固有の生態系への影響が生じないように、地域の自然環境の特性や状況を踏まえた、計画上の配慮が必要です。

②「自然環境保全地域」などでは

- 自然環境保全地域及び保護野生動植物が生息・生育する地域で行う開発行為については、自然環境に与える影響などを十分考慮し、可能な限り回避することを前提とし、やむを得ず行為を行う場合であっても周辺の自然環境への影響を最小限度にとどめることを基本とします。

③「自然環境保全地域以外の土地」では

- 自然環境保全地域以外の土地で行う開発行為について、当該予定地域及びその周辺地域に保全する必要がある自然環境が存在する場合、開発行為の影響を十分に考慮し、可能な限り以下による保全を図ります。
 - ア 現存する植生は極力保存すること。
 - イ 池沼または河川が存在するときは、これらの水辺環境を極力残すこと。
 - ウ 開発行為によって切土または盛土が生じるときは、発生する残土は自然環境を損なわないよう処理するとともに、法面はその現地に適した工法により緑化修景すること。
 - エ 植栽を行う場合は、地域の特性を配慮した樹種等の選定に努め、開発区域外の周辺緑地等との連続性が確保されるよう適切に配植すること。
 - オ 本条例で指定する保護野生動植物、または国内・県内で絶滅が危惧されている野生動植物のうち特に保護が必要な種が開発行為に要する地域に生息・生育するときは、その保護に努めるとともに、その生育・生息地の保全に配慮すること。

- 前記（ア）から（エ）に関する事項は「助言」を、また（オ）に関する事項は「指導」を実施します。

（3）市民等の参加による自然環境の保全の推進

①様々な主体の参加による自然環境の保全の推進

- 市民や事業者などの環境意識の高まりを踏まえ、身近な地域の自然環境の役割とその価値を広く周知し、自然環境保全の認識を市民等に広めます。
- 自然環境保全地域の保全活動や保護野生動植物の保護活動について、その地域の住民だけでなく、市民団体等の参加を促進することで、より多くの市民や事業者の認識を深め、市民の共有財産となるよう保全活動を拡大します。

②自然環境に対する意識の高揚

- 絶滅が危惧される野生動植物の捕獲採取や踏み荒らしなどが相次ぎ、さらに、荒廃した自然環境を緑豊かなどと誤って理解したり、自然環境に対する配慮意識の低下や理解の不足などがあることから、身近な自然環境への接し方のほか、自然環境に関する正しい知識を習得するための環境学習の場の提供と充実を進めます。

2 自然環境保全地域、保護野生動植物の指定に関する基本的な事項

（1）自然環境保全地域の指定等の検討基準

1）自然環境保全地区

- ①絶滅が危惧される野生動植物の生息生育の有無を問わず、良好な自然環境が残り、または維持管理されていて、かつ、その状態が市域ではごく限られている地区。

@イメージ：里の子どもの国、くわどり市民の森

- ②特異な地質の現象が残されていて、その状態が市域ではごく限られている地区。

- ③地域住民などの手により、継続的な保全活動（例：その地区の生態系の維持や回復を主たる目的とする「下草刈り」「水辺環境の整備」など定期的な管理行為）が行われており、上記①又は②に概ね準ずる地区。

2）野生動植物保全地区

- ①絶滅が危惧される野生動植物の群集・群落が存在する特定の地区

@イメージ：石子浜海岸（柿崎区）

②絶滅が危惧される野生動植物の定期的な飛来等を支えている特定の地区

@イメージ：朝日池・鶉の池（大湊区）

③地域住民などの手により、継続的な保全活動（例：その地区の生態系の維持や回復を主たる目的とする「下草刈り」「水辺環境の整備」など定期的な管理行為）が行われており、上記①又は②に概ね準ずる地区。

（2）保護野生動植物の指定等の検討基準

①絶滅が危惧される野生動植物（国・県・市RDB指定）のうち、「a. 全国的・全県的に見ても、その生息・生育が極めて少数である種」または「b. 特に捕獲、採取、損傷等の被害を受けている種、または受ける恐れのある種」

@イメージ：「〇〇池のオニバス」

②その種の当市における生息・生育が全国的に見て分布の限界にあたり、市域の地域性を示す生物地理学的に重要な種。

@イメージ：「△△地域に自生する〇〇ユリ」

③地域住民などの手により、継続的な保全活動（例：その野生動植物の生息生育に必要な自然環境の維持や回復を主たる目的とする「下草刈り」「水辺環境の整備」など定期的な管理行為）が行われており、上記①又は②に概ね準ずる野生動植物。

（3）自然環境保全地域、保護野生動植物の保全について特に留意する事項

1）自然環境保全地域

①絶滅が危惧される野生動植物のうち、その種の保全に支障がある情報は公開しないよう努めます。

@盗掘の恐れが大きい種…「公開しない」 盗掘の恐れが小さい種…「公開する」

②自然環境保全地域の区域を指定するにあっては、保全が必要な区域に限らず、周辺の流域や緑地など、保全が必要な区域の自然環境を継続的に維持していくうえで影響を及ぼすと考えられる地域も、併せてその範囲として指定するよう努めます。

2）保護野生動植物

①種の生息・生育地については、その種の捕獲、採取、損傷等の状況（理由）を考慮し、保全に支障がある情報を公開しないよう努めます。

@盗掘の恐れのある種…「種名のみ」 盗掘の恐れのない種…「所在地と種名」

3 その他自然環境の保全のために市長が必要と認める事項

基本方針は、自然環境の保全に係る政策、または保全する自然環境の現状の変化に合わせて、必要に応じ見直します。